

独占禁止法研究会座長  
岸 井 大太郎 殿

2016年10月28日  
一般社団法人 日本経済団体連合会  
常務理事 井 上 隆

## 独占禁止法研究会 各論検討資料に対する意見

本日の会合を欠席させていただきますので、検討予定とされております論点につきまして、下記の通り、意見を申し述べさせていただきます。

### 記

#### 第1 不当な取引制限に対する課徴金の算定・賦課方式

##### 2 課徴金の算定率

##### (1) 基本算定率

##### 1 現行の基本算定率の評価、2 基本算定率の水準設定の考え方

現行の基本算定率は違反行為抑止の観点から十分な水準であると考えられ、これを引き上げる必要はない。

不当利得の平均値や8%の不当利得があるとみられる事件の割合は平成17年改正時より減少しており、近年の法的措置件数も減少傾向にある。

そもそも、違反行為の抑止のために十分な水準かどうかは、刑事罰、民事訴訟を含む我が国のエンフォースメント体系も踏まえ、十分に検証すべきである。

##### 3 違反行為の態様に応じた算定率の適用

割増算定率・軽減算定率については、現行を維持すべきである。公取委の裁量により柔軟に加減算を行うことについては、予測可能性等の観点に加え、刑事罰との区別をさらに曖昧にすることから、反対である。

##### (2) 業種別算定率

実態に即して業種別算定率が適用されるよう何らかの法律上の手当てが必要かどうかは検証すべき課題である。

もともと、これを廃止する場合には、卸・小売の実態も踏まえて十分慎重に検討すべきであり、関係業種の意見も聞きながら検討を進めるべきである。

#### (4) 課徴金の加減算

加減算の法的位置づけについては、不当利得と関連付ける現行の立て付けを維持すべきである。個別の事情を勘案して加減算すべきではない。

繰り返し違反の当否を企業グループ単位で判断することについては、グループ会社とはいえ全ての会社が同一の指揮命令系統に服しているとはいえないという実態もあることを踏まえ、課徴金の加算を免れるために子会社化が行われているなどのケースに限定するなど、十分慎重に検討すべきである。

### 3 調査協力インセンティブを高める制度

#### (1) 調査協力度合いに応じた加減算の必要性

##### 1 調査協力に応じた加減算の制度の導入の必要性・許容性について

減算については、調査協力インセンティブをより高めるために、何らかの手当てを検討する必要性はある。ただし、後述のとおり、課徴金減免制度の枠内で手当てする方向で考えるべきである。

なお、課徴金減免制度の枠内であれば、不当利得との関係についての再整理は不要である。

調査妨害については、妨害行為を抑止するために、何らかの手当てが必要であるということは理解できる。現行の検査妨害罪が使いづらいということであれば、まずはその要件の見直しを考えるべきである。

##### 2 調査協力度合いの判断基準について

調査協力の度合いに応じた減算については、課徴金減免制度の枠内で手当てすべきであり、かつ、予見可能性・透明性・公平性等の観点から、いっつどのような協力を行えばいくら減額されるかを、法令で明確に規定すべきである。他方、「事業者の調査協力をより促すためには、減額率に一定の幅をもたせ、その間で公正取引委員会が個別の事案に応じて減額率を決定する仕組み(資料13頁)」は、予見可能性が低くなり、公取委が裁量を梃子に調査協力を強いるおそれがあり、問題がある。

調査妨害に対するディスインセンティブについては、仮に検査妨害罪の見直しが困難であり、新たに課徴金の増額などの行政制裁の導入を検討するとしても、対象行為は、積極的な妨害行為に限るべきであり、要件は明確に法定すべきである。

積極的な妨害と評価できる行為であれば、必ずしも現行の検査妨害罪に該当する行為に対象を限定する必要はないと思われるが、妨害行為の主体が企業なのか従業員なのか(例えば、企業としては公取委の調査への協力を指示していたのに、従業員が独断で資料を破棄した場合)、義務的に課すのかという点を含め、どのような行為・ケースが加算の対象となるのか疑義が生じないよう明確な規定にすべきである。

### 3 調査協力度合いに応じた課徴金の加減算を行う場合の弊害への対応について

#### (1) 公正取引委員会の審査方針への迎合・えん罪が生じるおそれ

違反行為の自認を前提とする課徴金減免制度の枠内であれば、違反行為を自認していない者が課徴金の減算を背景に調査協力を求められることはなく、課徴金減免制度の枠外と比較して、えん罪が生じる可能性は低い。

また、課徴金減免制度の枠内で調査協力を評価する制度とすることにより、従業員からの供述聴取は極力行わない実務にシフトしていくことを期待したい。

従業員の供述調書については減額率の決定要素に含めないとする考え方についても違和感ない。

#### (2) 事業者と従業員の利益相反について

違反行為を認めている企業においてその従業員は、企業からは公取委の調査への対応を要請される一方、自らは刑事罰を科されうるかもしれないという状況で板ばさみになり、調査に対して十分な対応を行えない可能性がある。

実態解明並びに調査協力に応じた減算制度の運用を促進するためには、個人の従業員について刑事告発を行わない範囲を拡張することについて検討すべきである。

#### (2) 課徴金減免制度と調査協力度合いに応じた課徴金の減算との関係

違反行為を認めている事業者による調査協力を促進することが望ましく、課徴金減免制度の枠内で調査協力度合いに応じた課徴金の減算をすべきである。

#### (3) 課徴金減免制度

##### 1 適用事業者数及び申請期限の撤廃

適用事業者数及び申請期限の撤廃に賛成である。

##### 2 減免要件について

減免要件については、いつどのような協力を行えばいくら減額されるかを、法令で明確に規定すべきである。

##### 3 完全協力義務について

仮に完全協力義務のようなものの導入を検討する場合、具体的な義務の内容については、新制度全体の作りこみの中で十分な議論が必要である。

その際、協力義務の内容については、透明性・予見可能性の観点から、明確な形で法定すべきである。

《明確にすべき事項の例》

▶ 「供述聴取に従業員及び役員を応じさせる」とは、具体的にどのよ

うな行為まで求められるのか。

- ▶ 情報提供要請への迅速な回答の方法として、供述聴取に出頭することもできるのか。

また、情報提供要請への迅速な回答を義務づけるのであれば、ディスカバリーとの関係もあるので、弁護士・依頼者秘匿特権についても併せて導入を検討することが必要である。

#### **4 減免欠格事由の拡大について**

課徴金の加算の対象となる調査妨害を行った事業者を減免欠格とすることについては、調査妨害の範囲等も踏まえた議論が必要である。

以 上